

社会保険労務士による労働関係法令遵守に関する調査 (労働環境モニタリング) 結果について

令和2年度モニタリング実施方針に基づき、指定管理業務と役務の提供を主とした委託業務において、適正な労働環境のもとで業務が確実に履行されるよう、以下のとおり、社会保険労務士による労働関係法令遵守に関する調査を実施した。

1 調査者

東京都社会保険労務士会 中野・杉並支部

2 調査対象

	施設名・業務名	事業者名	所管課
(1)	高円寺北保育園	コンビウイズ株式会社	保育課
(2)	荻窪北保育園	社会福祉法人和光会	
(3)	堀ノ内東保育園	株式会社プロケア	
(4)	荻窪地域区民センター	協和産業株式会社	地域課
(5)	高円寺学園学童クラブ	株式会社東急キッズベースキャンプ	児童青少年課
(6)	杉九学童クラブ	株式会社明日葉	

3 調査時期

令和2年8月～12月

4 調査等の方法

(1) 労働環境モニタリング説明会

事業者及び所管課に対し、労働環境モニタリングの流れと概要を説明するとともに、事前調査確認用の書類の提出を依頼した。

(2) 現地調査ヒアリング及び本部調査ヒアリング

提出書類の調査確認後、現地にて、施設責任者や職員に対して労働条件に関する事項などについてヒアリング等を行い、次に事業者の本部にて、労務担当に対して就業規則等の規定の内容・運用についてヒアリングを行った。

(3) 評価結果報告書の作成

書類調査やヒアリング調査の結果について「評価結果表」をまとめ、当該事業者に対し、労働関係法令上の解釈や適正手続に関する認識の是正を図る等、労働環境の整備に向けた改善提案を行った。この提案に基づき、事業者が改善に向け作成した「実施計画」について、調査にあたった社会保険労務士が実施内容や方法を確認し、「評価結果報告書」を作成した。

5 評価項目及び評価の視点

	評価項目	評価の視点
(1)	雇用契約と協定等	<ul style="list-style-type: none"> ○就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は適正な内容となっているか。 ○各種労使協定は適正か。 ○就業規則は労働者に周知されているか。
(2)	安全衛生関係	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診断の実施、産業医等の選任、業務災害への対策の状況は適正か。 ○喫煙対策などが行われているか。
(3)	労働時間	<ul style="list-style-type: none"> ○労働時間は適正に管理されているか。 ○休暇・休日の取得状況及び管理は適切か。
(4)	給与	<ul style="list-style-type: none"> ○賃金台帳等から適正な計算に基づき支払いが行われているか。 ○労働契約に基づいた支払日に適切に支払われているか。 ○最低賃金は確保されているか。
(5)	各種保険加入手続	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険・労働保険・雇用保険への加入状況、手続の時期等は適正か。
(6)	法定帳簿等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。

6 評価結果及び改善報告（実施計画）の概要

主な内容は以下のとおり。

【評価項目(1)雇用契約と協定等】

評価結果（改善を要する事項）	事業者の改善報告（実施計画）内容
<p>就業規則について</p> <p>○就業規則について、閲覧可能な状態ではあったが、備え付け状況を把握していない職員がいたことから、短時間勤務者も含め職員への周知が必要です。</p> <p><労働基準法第106条></p> <p>36 協定について</p> <p>○36協定を締結する従業員過半数代表者は、当該事業所において、パートタイム労働者等を含めた全ての労働者が参加できる手続きにより選出する必要があります。なお、特定の職に就く者が担う場合には、信任投票等により過半数が支持していることを明確にする必要</p>	<p>○職員会議や申し送り等において、就業規則の配置場所について確認を行うとともに、短時間勤務者には個別に声掛けを実施します。</p> <p>○選出の手続きにおいてパートタイム労働者を含めます。また、特定の職に就く者が担う場合には、信任投票する旨を説明の上、過半数の支持により選出したことを明確にします。</p>

<p>があります。 <労働基準法施行規則第6条の2></p> <p>○36 協定の届出日が有効期限の始期より後の日付となっていました。期日までに届け出る必要があります。 <労働基準法第36条></p> <p>雇用契約について</p> <p>○雇用契約書の提示が労働契約更新後となる事例がありました。雇用契約書は、契約時（契約更新時）、又は契約前に提示する必要があります。 <労働基準法第15条></p> <p>育児・介護休業規程について</p> <p>○1歳6か月から2歳迄の育児休業に関する規定が記載されていませんでした。 <育児・介護休業法第5条4項></p> <p>○介護休業の取得回数の規定がありませんでした。また、介護休暇制度の規定がありませんでした。 <育児・介護休業法第11条2項、同法16条の5></p> <p>雇用契約書兼労働条件通知書について</p> <p>○雇用契約書兼労働条件通知書に定年年齢を65歳とする規定がありますが、臨時職員用就業規則にその旨の記載がありません。個別の雇用契約の内容が就業規則を下回る場合、その部分が無効となりますので整合性を図る必要があります。 <労働契約法第12条></p> <p>○短時間・有期雇用労働者の雇用契約書兼労働条件通知書について、法定記載項目である昇給と相談窓口が記載されていませんでした。 <短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条、同施行規則第2条></p>	<p>○今後は、期日内に36協定を提出します。</p> <p>○今後は、契約時等に提示します。</p> <p>○育児・介護休業規程に追記します。</p> <p>○育児・介護休業規程に追記します。</p> <p>○雇用契約書兼労働条件通知書に追記します。</p> <p>○雇用契約書兼労働条件通知書に追記します。</p>
---	---

【 評価項目(2)安全衛生関係 】

評価結果（改善を要する事項）	事業者の改善報告（実施計画）内容
<p>健康診断について</p> <p>○事業者の実施が義務付けられている雇入れ時の健康診断が実施されていませんでした。健康診断を実施するか、3 か月以内の健康診断の結果を証明する書面の提出を求める必要があります。</p> <p><労働安全衛生法第 66 条、労働安全衛生規則第 43 条、第 43 条></p> <p>安全衛生教育について</p> <p>○雇入れ時において安全衛生に関する教育が実施されていることが確認できませんでした。雇入れ時や労働者の作業内容を変更したときは、遅滞なく安全又は衛生のために必要な事項について教育を行う必要があります。</p> <p><労働安全衛生法第 3 5 条></p>	<p>○雇入れ時に、法定の健康診断の実施、又は健康診断の結果を証明する書面の提出を求めます。</p> <p>○雇入れ時と作業内容変更時には、口頭で伝えるとともに資料を渡し、教育を行います。</p>

【 評価項目(3)労働時間 】

評価結果（改善を要する事項）	事業者の改善報告（実施計画）内容
<p>年次有給休暇について</p> <p>○年次有給休暇の確実付与(5 日の年次有給休暇を確実に取得させる制度)について、時季指定により行う場合は、就業規則に定める必要があります。</p> <p><労働基準法第 39 条第 7 項></p> <p>労働時間の端数処理について</p> <p>○日ごとの労働時間について、15 分単位で切り捨てる端数処理が行われていました。1 か月単位での端数処理は認められていますが、日ごとの労働時間は分単位での管理が必要です。割増賃金の計算においても同様です。</p> <p><昭和 63 年 3 月 14 日基発第 150 号></p> <p>休憩時間の自由利用について</p> <p>○休憩時間中に、電話対応が行われている事例がありました。休憩時間は自由に利用させなければならず、会社の指示・命令による電話・顧客対応等もさせないことも含まれます。</p>	<p>○就業規則に記載します。</p> <p>○分単位での処理方法に変更します。</p> <p>○休憩時間に電話対応させないよう勤務シフトを改善します。</p>

<p><労働基準法第34条></p> <p>年次有給休暇の取得率について</p> <p>○一部の職員の取得率が0%～10%と低い水準となっています。取得の少ない人に対して取得を促してください。</p> <p>臨時職員への年次有給休暇の付与について</p> <p>○年次有給休暇の比例付与（労働日数に応じた付与）対象の職員に対して、少ない日数を付与している事例がありました。</p> <p><労働基準法第39条第3項></p>	<p>○取得日数が少ない職員が取得できるよう徹底します。</p> <p>○付与日数を是正しました。</p>
--	---

【 評価項目(4) 給与 】

評価結果（改善を要する事項）	事業者の改善報告（実施計画）内容
<p>法定費目外の賃金の控除について</p> <p>○賃金控除に関する協定に定めた費目以外についても控除が行われていました。新たに協定を締結する必要があります。</p> <p><労働基準法第24条></p>	<p>○協定を締結しました。</p>
<p>手当の支給について</p> <p>○雇用契約書兼労働条件通知書に定める手当が支給されていない事例がありました。雇用契約の内容に沿って支給する必要があります。</p>	<p>○遡及して支給しました。</p>

【 評価項目(5) 各種保険加入手続 】

評価結果（改善を要する事項）	事業者の改善報告（実施計画）内容
<p>家賃補助の算定について</p> <p>○定時決定時（標準報酬月額決定）における報酬や被保険者離職証明書の賃金に家賃補助が含まれていませんでした。賃金、給料、手当その他名称の如何を問わず、労働者が労働の対償として受け取る全てのものが算定等における対象となります。</p> <p><厚生年金保険法第3条1項1号、雇用保険法第4条4項></p>	<p>○被保険者報酬月額算定基礎届について、訂正届を提出しました。今後、家賃補助について、報酬、賃金に含め算定します。</p>
<p>社会保険・労働保険の被保険者資格取得時期について</p>	

<p>○資格取得日より後の日付で処理がされている事例がありました。適正な取得日に取得届を提出する必要があります。</p> <p><健康保険法第35条、厚生年金保険法13条></p> <p>算定基礎届総括表の提出について</p> <p>○算定基礎届総括表の提出（年金分）がありませんでした。提出が必要な書類となります。</p>	<p>○適正になるよう勤務日を設定します。</p> <p>○今年度分から提出します。</p>
---	--

【 評価項目(6)法定帳簿等の整備 】

評価結果（改善を要する事項）	事業者の改善報告（実施計画）内容
<p>賃金台帳の記載事項について</p> <p>○「性別」「労働時間」「通貨以外のもので支払われる賃金の評価総額」の記載がありませんでした。法定記載事項であるため、記載が必要となります。</p> <p><労働基準法施行規則第54条></p>	<p>○人事システムとは別に管理する対応をしていますが、人事システムの入替を機会に、今後、改善します。</p>

7 全体的な評価

書類調査及びヒアリング等を行った結果、雇用契約と協定等、労働時間及び給与等の項目について、軽微な不備が見受けられるなど、改善を要する事項があった。改善提案に対しては、多くの事項について改善が図られており、また、今後実施していくこととしている事項についても、事業者から改善計画が提出されていることから、確実に実施できるものと判断した。

令和2年度労働環境モニタリング 評価結果報告書

〈参考：PDF データの検索方法〉

- ①左図の「施設名・業務名」のご覧になりたい業務の「ページ数」を入力して検索
- ②該当業務の報告書が表示されます

1 / 12

75.2%

社会保険労務士による労働関係法令遵守に関する調査
(労働環境モニタリング) 結果について

令和2年度モニタリング実施方針に基づき、指定管理業務と役務の提供を主とした委託業務において、適正な労働環境のもとで業務が確実に履行されるよう、以下のとおり、社会保険労務士による労働関係法令遵守に関する調査を実施した。

1 調査者
東京都社会保険労務士会 中野・杉並支部

2 調査対象

	施設名・業務名	事業者名	所管課
(1)	高円寺北保育園	コンビウィズ株式会社	保育課
(2)	荻窪北保育園	社会福祉法人和光会	
(3)	堀ノ内東保育園	株式会社プロケア	
(4)	荻窪地域区民センター	協和産業株式会社	地域課

	施設名・業務名	ページ数
(1)	高円寺北保育園	8
(2)	荻窪北保育園	2 8
(3)	堀ノ内東保育園	4 8
(4)	荻窪地域区民センター	6 8
(5)	高円寺学園学童クラブ	9 4
(6)	杉九学童クラブ	1 1 0

労働環境モニタリング □評価結果 □実施計画 ■報告書

● 事業者 : コンビウヰズ株式会社

● 評価対象事業場 : 高円寺北保育園

令和2年12月21日作成

評価者 : 東京都社会保険労務士会 中野・杉並支部 支部長 澤木寛一

【評価項目1：雇用契約と協定等】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は適正な内容となっているか。</p> <p>(2) 各種労使協定は適正か。</p> <p>(3) 就業規則は労働者に周知されているか。</p>	<p>① 就業規則の職員への周知について</p> <p>就業規則の備え付け状況を把握していない職員の方がいました。事務所内へ備え付けられ閲覧可能な状態ではありますが、短時間勤務者も含めて備え付け場所について改めて周知を行って下さい。</p> <p>(労働基準法第106条) (平11.1.29基発45号) (平11.3.31基発169号)</p> <p>② 過半数代表者の選出方法</p> <p>過半数代表者が民主的な方法で選出されていません。</p> <p>36協定の締結当事者となる過半数代表者は</p>	<p>就業規則ファイルの配置場所の確認を適宜行う(職員会議、申し送り等)</p> <p>短時間勤務者には、個別に声をかけるなどする</p> <p>主任が担うことになるにあたり、信任投票をする旨を説明し、労働者に理解してもらい、過半数</p>	<p>即時</p> <p>年1回の36協定の更新の際に行う</p>	<p>改善の方法が示されたものと評価できます。</p> <p>改善の方法が示されたものと評価できます。</p>

	<p>パートやアルバイトなども含めた全ての労働者が参加できる手続きによって投票や挙手などの民主的な方法で選出することが求められています。</p> <p>代々「主任」の職にあるものが担っているとのことでしたが、その場合は信任投票などを行い、過半数が選出を支持していることを明確にする必要があります。</p> <p>(労働基準法施行規則第6条の2)</p>	<p>が指示していることを明確にする</p>		
--	--	------------------------	--	--

【 評価項目 2 : 安全衛生関係 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 健康診断の実施、産業医等の選任、業務災害への対策の状況は適正か。</p> <p>(2) 喫煙対策などが行われているか。</p>	<p>改善を要する事項はありません。</p>			

【 評価項目 3 : 労働時間 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 労働時間は適正に管理されているか。</p> <p>(2) 休暇・休日の取得状況及び管理は適切か。</p>	<p>① 年次有給休暇の确实付与に関するルールについて</p> <p>年次有給休暇の确实付与（5日の年次有給休暇を确实に取得させる制度）について、就業規則に定めがありません。使用者による時季指定等の規定を設けてください。 （労働基準法第39条7項）</p>	<p>5日の年次有給休暇取得については、休暇カードで運用管理はしていますが、就業規則は未掲載となっておりますので、右記の期日までに掲載いたします。</p>	<p>令和3年3月末</p>	<p>改善の方法が示されたものと評価できます。</p>

【 評価項目 4 : 給与 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 賃金台帳等から適正な計算に基づき支払いが行われているか。</p> <p>(2) 労働契約に基づいた支払日に適切に支払われているか。</p> <p>(3) 最低賃金は確保されているか。</p>	<p>改善を要する事項はありません。</p>			

【 評価項目 5 : 各種保険加入手続 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 社会保険・労働保険・雇用保険への加入状況、手続の時期等は適正か。	改善を要する事項はありません。			

【 評価項目 6 : 法定帳簿等の整備 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。	<p>①賃金台帳の記載事項</p> <p>賃金台帳に「性別」「労働時間」「通貨以外のもの</p> <p>で支払われる賃金の評価総額」(現物給付されている社宅)の記載がありませんでした。賃金台帳の法定記載事項となりますので、記載して下さい。</p> <p>(労働基準法施行規則第 54 条)</p>	<p>現在、2021 年度末を目標として人事システムの入替えを進めており、入替え後の改善を計画しております。</p> <p>現状については、行政解積(通達)(平成 7 年 3 月 10 日基収第 94 号)で「労働基準監督官の臨検時等、賃金台帳の閲覧、提出等が必要とされる場合に、直ちに必要事項が明らかにされ、かつ、写し</p>	令和 4 年 3 月末	改善の方法が示されたものと評価できます。

		<p>を提出し得るシステムと なっていること」を満た す場合には、労働基準法 の要件を満たすものとし て取り扱うとされていま す。このため、性別、労 働時間、社宅の情報は別 管理となっていることに ついて、直ちに法的不具 合があるとは考えており ませんが、システム入替 を機会に改善してまいり ます。</p>		
--	--	--	--	--

事業者名： コンビウィズ株式会社

評価項目	評価結果	改善を要する内容 (良好であっても見直すべき点があれば記載のこと)	事業者からの報告
1 雇用契約と協定等	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善(軽微) <input type="checkbox"/> 要改善	・就業規則の備え付け場所について把握していない職員がいました。 ・過半数代表者が民主的な方法で選出されていませんでした。	指摘事項について即時対応したものと、次回対応する旨を明確にした前向きな回答がありました。
2 安全衛生関係	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善(軽微) <input type="checkbox"/> 要改善	・改善を要する事項はありません。	
3 労働時間	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善(軽微) <input type="checkbox"/> 要改善	・年次有給休暇の確実付与について、就業規則に定めがありませんでした。	指摘事項に対して期日を明記して改善することを明確にした回答がありました。
4 給与	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善(軽微) <input type="checkbox"/> 要改善	・改善を要する事項はありません。	
5 各種保険加入手続	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善(軽微) <input type="checkbox"/> 要改善	・改善を要する事項はありません。	
6 法定帳簿等の整備	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善(軽微) <input type="checkbox"/> 要改善	・賃金台帳に法定記載事項の記載がありませんでしたが、システムで確認できることを後に報告いただきました。	指摘事項に対して期日を明記して、システム入れ替えの際に改善することの回答がありました。

※総合評価	<input type="checkbox"/> レベル3 適切に対応している <input checked="" type="checkbox"/> レベル2 軽微な違反状態にあり、改善を求める必要がある <input type="checkbox"/> レベル1 違反状態にあり、労働基準監督署への通報を検討する必要がある
	・事業所からの実施計画を見る限り改善できるものはすぐに改善したとの報告がありました。また、すぐに改善ができない全社的なシステムについては改善を行う年月を記入するなど事業者の前向きな姿勢が見られました。今後、実施計画通りに改善が進めば評価がさらに高くなることが予想されます。

労働環境モニタリング □評価結果 □実施計画 ■報告書

● 事業者：社会福祉法人 和光会

● 評価対象事業場：荻窪北保育園

令和 2 年 12 月 21 日作成

評価者：東京都社会保険労務士会 中野・杉並支部 支部長 澤木寛一

【評価項目 1：雇用契約と協定等】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は適正な内容となっているか。</p> <p>(2) 各種労使協定は適正か。</p> <p>(3) 就業規則は労働者に周知されているか。</p>	<p>① 36 協定（時間外労働及び休日労働に関する協定）の締結、届出について 36 協定届の提出日が、有効期限の始期より後の日付となっていました（届出遅延）。来年以降有効期限前にご提出してください。 （労働基準法第 36 条）</p> <p>②雇用契約と協定等について 雇用契約書の提示が労働契約更新後になったことがありました。雇用契約書は雇用契約時、雇用更新契約時、または契約前に提示してください。</p>	<p>① 2021 年 4 月 1 日以降の 36 協定の締結、届出は有効期限前に提出いたします。</p> <p>② 今後雇用契約書は、雇用契約時、雇用更新契約時、または契約前に提示します。</p>	<p>2021 年 4 月から の 36 協定締結・届出時</p>	<p>改善の方法が示されたものと評価できます。</p> <p>改善の方法が示されたものと評価できます。</p>

	<p>(労働基準法第 15 条)</p> <p>③36 協定の周知について 36 協定の周知がパートにまで含めてされてい ませんでした。周知を徹底してください。 (労働基準法 106 条、労働基準法施行 規則 52 条の 2)</p>	<p>③ 36 協定の締結の当 たり、パートを含め 労働者代表を選出 しているが徹底し てなかったため、今 後周知徹底するよ うにする。</p>		<p>改善の方法が示されたもの と評価できます。</p>
--	---	--	--	----------------------------------

【 評価項目 2 : 安全衛生関係 】

評 価 の 視 点	改 善 を 要 す る 事 項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 健康診断の実施、産 業医等の選任、業務災害へ の対策の状況は適正か。</p> <p>(2) 喫煙対策などが行わ れているか。</p>	<p>①安全衛生教育(雇入れ時の教育等の法定教 育)について 雇入れ時に安全衛生に関する教育が実施さ れていることを確認できませんでした。労 働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容 を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞 なく次の事項のうち当該労働者が従事する 業務に関する安全又は衛生のため必要な事 項について、教育を行わなければならない、と定められています。 (労働安全衛生法第 35 条)</p>	<p>今後、雇入れ時と作業内 容を変更した時に口頭 で伝ええるとともに、文 章渡し、教育を行う。</p>	<p>今後の採用時 現職員の再度、安 全・衛生に対する 注意を呼びかけ、 産業医の指導も積 極的に受けるよう 努める</p>	<p>雇入れ時に従業員に渡す資 料を確認しました。 「雇入れ時の安全衛生教育」</p>

【 評価項目 3 : 労働時間 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 労働時間は適正に管理されているか。 (2) 休暇・休日の取得状況及び管理は適切か。	改善を要する事項はありません。			

【 評価項目 4 : 給与 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 賃金台帳等から適正な計算に基づき支払いが行われているか。 (2) 労働契約に基づいた支払日に適切に支払われているか。 (3) 最低賃金は確保されているか。	①賃金控除の労使協定について 法令で定められた費目以外の費目について、給与控除に関する労使協定は締結されていますがそれ以外の控除も行われていました。 会社は、購買代金や社宅費など賃金の一部を控除して支払うとき、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定（労使協定）が必要です。	① 給料から控除されている、法定で定められた費用以外を含め新たに書面の協定をむすぶ。	2020年4月1日～さかのぼって協定書を結ぶ	賃金控除の足りない項目に関して遡及して協定したことを確認しました。 「賃金控除に関する協定書」

	(労働基準法第24条)			
--	-------------	--	--	--

【 評価項目5：各種保険加入手続 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 社会保険・労働保険・雇用保険への加入状況、手続の時期等は適正か。	<p>① 定時決定時、報酬に家賃補助が含まれていません。報酬とは賃金、給料、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのものをいいます。 (厚生年金保険法第3条1項1号)</p> <p>② 被保険者離職証明書の賃金に家賃補助が含まれていません。雇用保険法における賃金とは賃金、給料、手当その他名称の如何を問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいいます。 (雇用保険法第4条4項)</p>	<p>① 家賃補助を含めて、令和2年の算定届の再計算と訂正届を提出</p> <p>② 今後及び来年度以降も家賃補助がある場合は賃金に算定額を含める(報酬・賃金)</p>	令和2年算定基礎届について26名の訂正届を提出(2020年12月2日郵送)	家賃補助を報酬として算定していない方について遡及して訂正届を提出したことを確認しました。 「被保険者報酬月額算定基礎届」

【 評価項目6：法定帳簿等の整備 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。	改善を要する事項はありません。			

評価結果表

調査施設（業務名）： 荻窪北保育園（杉並区立荻窪北保育園の管理運営）

事業者名：社会福祉法人和光会

評価項目	評価結果	改善を要する内容 (良好であっても見直すべき点があれば記載のこと)	事業者からの報告
1 雇用契約と協定等	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・36 協定の締結、届出が期限までに提出されていませんでした。 ・雇用契約書が雇用契約時、雇用契約更新時、または契約前に提示されていませんでした。 ・36 協定の周知をパートにまで徹底されていませんでした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回以降の 36 協定の締結および届出は有効期限前に提出いたします。 ・次回以降の雇用契約書は雇用契約時、雇用契約更新時、または契約前に提示します。 ・今後パートを含め 36 協定の周知徹底をします。
2 安全衛生関係	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・雇入れ時の安全衛生に関する教育が実施されていませんでした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後雇入れ時と作業内容を変更した時に口頭で伝えるとともに、文章を渡し教育を行います。
3 労働時間	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	改善を要する事項はありません。	
4 給与	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金控除の労使協定で締結されていない項目が、賃金から控除されていました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金控除の労使協定で締結されていない項目が控除されていた時期まで遡及して賃金控除に関する協定書を締結しました。
5 各種保険加入手続	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・定時決定時、報酬に家賃補助が含まれていませんでした。 ・被保険者離職証明書の賃金に家賃補助が含まれていませんでした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃補助が報酬として含まれていなかった方を遡及して訂正して被保険者報酬月額算定基礎届を提出しました。 ・次回以降の被保険者離職証明書には賃金に家賃補助を含めます。
6 法定帳簿等の整備	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	改善を要する事項はありません。	

※総合評価	<input type="checkbox"/> レベル3 適切に対応している <input checked="" type="checkbox"/> レベル2 軽微な違反状態にあり、改善を求める必要がある <input type="checkbox"/> レベル1 違反状態にあり、労働基準監督署への通報を検討する必要がある
-------	---

	<p>今回のモニタリングでは軽微ではありますが複数箇所の改善部分が見つかりました。従業員の数が多いので労務管理や労働環境の把握が大変ですがこれを機にしっかりと改善されることによって、評価が更によくなることが予想されます。また、安全衛生に関する教育を実施することにより、更によりよい職場環境になると思われま</p>
--	--

労働環境モニタリング 評価結果 実施計画 報告書

● 事業者：株式会社 プロケア

● 評価対象事業場：堀ノ内東保育園

令和2年12月21日作成

評価者：東京都社会保険労務士会 中野・杉並支部 支部長 澤木寛一

【評価項目1：雇用契約と協定等】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は適正な内容となっているか。 (2) 各種労使協定は適正か。 (3) 就業規則は労働者に周知されているか。	改善を要する事項はありません。			

【 評価項目 2 : 安全衛生関係 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 健康診断の実施、産業医等の選任、業務災害への対策の状況は適正か。</p> <p>(2) 喫煙対策などが行われているか。</p>	改善を要する事項はありません。			

【 評価項目 3 : 労働時間 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 労働時間は適正に管理されているか。</p> <p>(2) 休暇・休日の取得状況及び管理は適切か。</p>	改善を要する事項はありません。			

【 評価項目 4 : 給与 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 賃金台帳等から適正な計算に基づき支払いが行われているか。</p>	改善を要する事項はありません。			

<p>(2) 労働契約に基づいた支払日に適切に支払われているか。</p>				
<p>(3) 最低賃金は確保されているか。</p>				

【 評価項目 5 : 各種保険加入手続 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 社会保険・労働保険・雇用保険への加入状況、手続の時期等は適正か。</p>	<p>改善を要する事項はありません。</p>			

【 評価項目 6 : 法定帳簿等の整備 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。</p>	<p>改善を要する事項はありません。</p>			

評価結果表

調査施設（業務名）： 堀ノ内東保育園（杉並区立堀ノ内東保育園の管理運営）

事業者名：株式会社プロケア

評価項目	評価結果	改善を要する内容 (良好であっても見直すべき点があれば記載のこと)	事業者からの報告
1 雇用契約と協定等	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	改善を要する事項はありません。	
2 安全衛生関係	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	改善を要する事項はありません。	
3 労働時間	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	良好ではありますが、見直すべき点としては、終業時刻における実働時間と打刻時間に数十分程度の差が生じることがあります。	改善提案時に、今後は退勤後速やかに打刻するよう指導していく旨の回答がありました。
4 給与	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	改善を要する事項はありません。	
5 各種保険加入手続	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	改善を要する事項はありません。	
6 法定帳簿等の整備	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	改善を要する事項はありません。	

※総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> レベル3 適切に対応している <input type="checkbox"/> レベル2 軽微な違反状態にあり、改善を求める必要がある <input type="checkbox"/> レベル1 違反状態にあり、労働基準監督署への通報を検討する必要がある
	今回の労働環境モニタリングにおいては、全ての項目において基準を満たしており、適切に労務管理が行われていることを確認しました。

労働環境モニタリング □評価結果 □実施計画 ■報告書

- 事業者：協和産業株式会社
- 評価対象事業場：荻窪地域区民センター

令和2年12月21日作成

評価者：東京都社会保険労務士会 中野・杉並支部 支部長 澤木寛一

【評価項目1：雇用契約と協定等】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は適正な内容となっているか。</p> <p>(2) 各種労使協定は適正か。</p> <p>(3) 就業規則は労働者に周知されているか。</p>	<p>① 休暇に関する規定(有給休暇の5日付与)について 年次有給休暇を10日以上付与される労働者には年5日の有給休暇を取得させなければならず、これを時季指定により実施する場合は、このことを就業規則に書く必要があります。これを就業規則に記載して下さい。 (労働基準法第89条)</p> <p>② 育児休業の期間について 育児・介護休業規程に1歳6箇月から2歳迄の育児休業に関する規程が、記載されていませんでした。 これについて、記載をして下さい。</p>	<p>時季指定を就業規則に記載します。</p> <p>育児休業期間 1歳6箇月～2歳迄を就業規則に追加します。</p>	<p>令和3年3月中 実施予定</p> <p>令和3年3月中 実施予定</p>	<p>年休の5日付与に付き、改善の方法が示されたものと評価できます。</p> <p>育児休業の2歳迄の規定に付き、改善の方法が示されたものと評価できます。</p>

	<p>(育児・介護休業法第5条4項)</p> <p>③介護休業の取得回数について 育児・介護休業規程に介護休業の取得回数の規定がありませんでした。 育児・介護休業規程に介護休暇制度の規定がありませんでした。 上記2点を記載してください。 (育児・介護休業法第11条2項、16条の5)</p> <p>④定年年齢について 雇用契約書兼労働条件通知書には、定年年齢が65歳であることが規定されていますが、臨時職員用就業規則にはそれが書かれていませんでした。 個別の雇用契約の内容が就業規則を下回る場合、その部分は無効となります。整合性を持たせるようにしてください。 (労働契約法第12条)</p> <p>⑤雇用契約書兼労働条件通知書の記載内容について 昇給と相談窓口について書かれていません。 書式を変更してください。</p>	<p>介護休業取得回数、休暇制度の規定について就業規則に追加します。</p> <p>定年年齢65歳について就業規則に整合性を持たせるように記載します。</p> <p>昇給と相談窓口について書式を変更します。</p>	<p>令和3年3月中 実施予定</p> <p>令和3年3月中 実施予定</p> <p>令和3年3月中 実施予定</p>	<p>介護休業の取得回数に付き、改善の方法が示されたものと評価できます。</p> <p>臨時職員の定年年齢に係る、就業規則と雇用契約書兼労働条件通知書の整合性に付き、改善の方法が示されたものと評価できます。</p> <p>昇給と相談窓口につき、改善の方法が示されたものと評価できます。</p>
--	--	---	---	--

	<p>(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条、同施行規則2条)</p> <p>⑥過半数代表者について 一部のスタッフが、過半数代表者の名前を知りませんでした。また、この選出にあたって、パートタイム労働者を対象としていませんでした。 選出の際は、これらの者も対象とする様にして下さい (昭和46年1月18日45基収6206号、昭和63年3月14日基発150号、平成11年3月31日基発168号)</p>	<p>パートタイム労働者を対象とします。</p>	<p>令和2年12月中 実施予定</p>	<p>過半数代表者の選出方法に付き、改善の方法が示されたものと評価できます。</p>
--	---	--------------------------	--------------------------	--

【 評価項目2：安全衛生関係 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1)健康診断の実施、産業医等の選任、業務災害への対策の状況は適正か。</p> <p>(2)喫煙対策などが行われているか。</p>	<p>①雇入れ時の健康診断について 雇入れ時の健康診断が実施されていません。これを実施するか、3カ月以内の健康診断の結果を証明する書面の提出を求めて下さい。 (労働安全衛生規則第43条)</p>	<p>採用時に3カ月以内に健康診断実施の有無の確認。 有→結果提出を求める。 無→雇入れ時健診実施。</p>	<p>雇入れ時</p>	<p>雇入れ時の健康診断に付き、改善の方法が示されたものと評価できます。</p>

【 評価項目 3 : 労働時間 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 労働時間は適正に管理されているか。</p> <p>(2) 休暇・休日の取得状況及び管理は適切か。</p>	<p>①労働時間の端数処理について</p> <p>日ごとに、労働時間を15分単位で切り捨てていました。</p> <p>1箇月単位で、時間外労働等の時間数の端数処理は認められていますが日ごとの労働時間は、本来は分単位で管理するものですので、処理方法を変えて下さい。</p> <p>(昭和63年3月14日基発第150号)</p> <p>②休憩時間の自由利用について</p> <p>休憩時間中に、電話対応等が行われていません。</p> <p>休憩時間は、自由に利用させなければならないのですが、これは会社の指示・命令による電話・顧客対応等もさせないことを含みます。</p> <p>当番制を検討する等してください。</p> <p>(労働基準法第34条)</p>	<p>分単位での処理方法に変更します。</p> <p>休憩時間に電話対応をさせないように勤務シフトを改善します。</p>	<p>令和3年3月中 実施予定</p> <p>令和3年1月から 実施予定</p>	<p>労働時間の端数処理に付き、改善の方法が示されたものと評価できます。</p> <p>休憩時間の自由利用に付き、改善の方法が示されたものと評価できます。</p>

	<p>③年次有給休暇の取得率 年次有給休暇の平均の取得率は44.9%ですが、一部の職員の取得率が0%から10%台と低い水準になっています。 特に取得日の少ない人に対して取得を促してください。 (就労条件総合調査、内閣府発表「仕事と生活の調和推進のための指針等」)</p> <p>④年次有給休暇の确实付与 改善を要する事項は、評価結果1(1)と同じです。</p> <p>⑤臨時職員への年次有給休暇の比例付与 職員と同じ数の年次有給休暇を与えない可能性がある臨時職員に対して、少ない日数(比例付与)の年次有給休暇を付与しています。 週所定労働時間が30時間以上または週所定労働日数が5日以上の従業員は、正社員と同じ日数の年次有給休暇を付与しなければなりません。 個別の労働条件と比例付与の条件を突合し、正しい日数と付与してください。</p>	<p>有給管理簿にて毎月の取得日数の管理をしており、データを各担当者へ周知。 取得日数の少ない方が取得できるように徹底する。</p> <p>誤→7日間 正→10日間</p>	<p>令和3年3月中 実施予定</p> <p>是正済</p>	<p>年次有給休暇の取得促進に付き、改善の方法が示されたものと評価できます。</p> <p>比例付与でない臨時職員への年次有給休暇の付与に付き、改善されました。</p>
--	--	--	-------------------------------------	--

	(労働基準法第39条3項)			
--	---------------	--	--	--

【 評価項目 4 : 給与 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 賃金台帳等から適正な計算に基づき支払いが行われているか。</p> <p>(2) 労働契約に基づいた支払日に適切に支払われているか。</p> <p>(3) 最低賃金は確保されているか。</p>	<p>①割増賃金の計算について 改善を要する事項は、評価項目 3 労働時間の、労働時間の端数処理と同じです。 (労働基準法第2条2項)</p> <p>②給与の振り込みについて 会社としては、従業員の意向にしたがって、本人指定の口座に給与を振り込んでいるのですが、現地ヒアリングでは、会社の指定口座に給与を振り込まれている、との発言がありました。 会社は、従業員の同意を得た場合に、賃金の支払についてその従業員が指定する銀行等の預金又は貯金への振込みができます。 本社と施設間で、運用と認識にズレがあるようですので、擦り合わせをした方が良いと思います。 (労働基準法施行規則第7条の2)</p>	<p>労働時間の端数処理と同じ</p> <p>認識のズレが無いように周知する</p>	<p>適時</p>	<p>改善の方向性が示されたものと評価できます。</p>

	<p>③手当の支払いについて 雇用契約書兼労働条件通知書に定められた手当が、最初の3カ月支給されていない事例がありました。 当初の雇用契約の内容に沿った支給を行ってください。</p>	未支給分を遡及支給する。	2020.12月給与	未払いの手当てに付き、改善の方法が示されたものと評価できます。
--	--	--------------	------------	---------------------------------

【 評価項目 5 : 各種保険加入手続 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 社会保険・労働保険・雇用保険への加入状況、手続の時期等は適正か。	<p>①社会保険・労働保険の被保険者資格取得時期について 資格取得日は2019年7月17日であるべきところ、2019年8月1日と処理された事例がありました。 適正な取得日に取得届を提出してください。 (健康保険法第35条、厚生年金保険法13条)</p>	適正になるように勤務開始日を設定する。	社会保険・労働保険加入手続時	社会保険と労働保険の資格取得日時に付き、改善の方法が示されたものと評価できます。

【 評価項目 6 : 法定帳簿等の整備 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。	<p>①労働者名簿の内容について 履歴、性別が記載されていませんでした。 これらを記載してください。 (労働基準法施行規則第53条)</p>	性別の記載 履歴については履歴書参照で記載	12月10日	労働者名簿に付き、改善の方法が示されたものと評価できます。

評価結果表

調査施設（業務名）： 荻窪地域区民センター
務)

(荻窪地域区民センターの建物総合管理業

事業者名：協和産業株式会社

評価項目	評価結果	改善を要する内容 (良好であっても見直すべき点があれば記載のこと)	事業者からの報告
1 雇用契約と協定等	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善(軽微) <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇を確実に付与させることに付き、就業規則の記載がありませんでした。 ・育児休業を延長可能な子供の年齢が、法改正を反映されていませんでした。 ・介護休業の取得回数について、法改正が反映されていませんでした。 ・規定された定年年齢が、適用される就業規則と雇用契約書兼労働条件通知書で整合がとれていませんでした。 ・雇用契約書兼労働条件通知書に、記載すべき昇給と相談窓口について記載されていませんでした。 ・労使協定に係る従業員の過半数代表者の選定にあたり、臨時職員を対象としていませんでした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来年3月に就業規則を改定予定と回答がありました。 ・来年3月に育児休業・介護休業規程を改定予定と回答がありました。 ・来年3月に育児休業・介護休業規程を改定予定と回答がありました。 ・来年3月に就業規則を改定予定と回答がありました。 ・来年3月に書式変更予定と回答がありました。 ・今年12月の実施予定と回答がありました。
2 安全衛生関係	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善(軽微) <input type="checkbox"/> 要改善	<p>雇い入れ時の健康診断がされていませんでした。</p>	<p>今後実施する旨回答がありました。</p>
3 労働時間	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善(軽微) <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の端数処理が15分単位となっていました。 ・休憩時間に電話対応等しており、自由に利用することができていませんでした。 ・年次有給休暇の取得日数が少ない人がいました。 ・年次有給休暇の付与日数が少ない人がいました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来年3月より分単位にすると回答がありました。 ・勤務シフトの改善をすると回答がありました。 ・来年3月から、有給管理簿を使って、取得の徹底をする旨回答がありました。
4 給与	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善(軽微) <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・割増賃金の計算について、労働時間と同様に端数処理されていました。 ・給与の振り込み先の口座の指定に付き、労使で認識の違いがありました。 ・雇用契約書兼労働条件通知書に書かれていた手当が支給されていない事例がありました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適時認識にズレが生じない様周知すると回答がありました。 ・未支給分を今年12月給与で遡及して支給すると回答がありました。

5 各種保険加入手続	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善(軽微) <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格取得日が適正でない人がいました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の手続き時に、勤務日の設定を適正となるようにすると回答がありました。
6 法定帳簿等の整備	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善(軽微) <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者名簿に、労働者の履歴と性別が書かれていないものがありました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月10日付けで追記すると回答がありました。

※総合評価	<input type="checkbox"/> レベル3 適切に対応している <input checked="" type="checkbox"/> レベル2 軽微な違反状態にあり、改善を求める必要がある <input type="checkbox"/> レベル1 違反状態にあり、労働基準監督署への通報を検討する必要がある
	<ul style="list-style-type: none"> ・各項目で指摘事項がありましたが、意図的な違反とは認められず、改善にも速やかに応じました。 ・本部と現地で情報が行き届いていないように見受けられること、管理をしている人と事務処理担当者が全てを把握して切れていない様に感じました。 ・総じて協力的であり、今後はよりよくなっていくと予想します。

労働環境モニタリング 評価結果 実施計画 報告書

● 事業者：株式会社東急キッズベースキャンプ

● 評価対象事業場：高円寺学園学童クラブ

令和2年12月21日作成

評価者：東京都社会保険労務士会 中野・杉並支部 支部長 澤木寛一

【評価項目1：雇用契約と協定等】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は適正な内容となっているか。	改善を要する事項はありません。			
(2) 各種労使協定は適正か。				
(3) 就業規則は労働者に周知されているか。				

【評価項目2：安全衛生関係】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 健康診断の実施、産	改善を要する事項はありません。			

<p>業医等の選任、業務災害への対策の状況は適正か。</p> <p>(2)喫煙対策などが行われているか。</p>				
--	--	--	--	--

【 評価項目 3 : 労働時間 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1)労働時間は適正に管理されているか。</p> <p>(2)休暇・休日の取得状況及び管理は適切か。</p>	<p>改善を要する事項はありません。</p>			

【 評価項目 4 : 給与 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1)賃金台帳等から適正な計算に基づき支払いが行われているか。</p> <p>(2)労働契約に基づいた支払日に適切に支払われているか。</p>	<p>改善を要する事項はありません。</p>			

(3) 最低賃金は確保されているか。				
--------------------	--	--	--	--

【 評価項目 5 : 各種保険加入手続 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 社会保険・労働保険・雇用保険への加入状況、手続の時期等は適正か。	①算定基礎届総括表の提出（年金分）について算定基礎届総括表の提出（年金分）がありませんでした。提出が必要な書類です。来年からは提出してください。 (算定基礎届の記入・提出ガイドブック p 1)	来年（今年度分）の提出時には、必ず提出いたします。	2021 年 6 月下旬～7 月上旬予定	改善の方法が示されたものと評価できます。

【 評価項目 6 : 法定帳簿等の整備 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。	改善を要する事項はありません。			

事業者名：株式会社東急キッズベースキャンプ

評価項目	評価結果	改善を要する内容 (良好であっても見直すべき点があれば記載のこと)	事業者からの報告
1 雇用契約と協定等	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善(軽微) <input type="checkbox"/> 要改善		
2 安全衛生関係	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善(軽微) <input type="checkbox"/> 要改善		
3 労働時間	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善(軽微) <input type="checkbox"/> 要改善		
4 給与	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善(軽微) <input type="checkbox"/> 要改善		
5 各種保険加入手続	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善(軽微) <input type="checkbox"/> 要改善	算定基礎届総括表の提出（年金分）について算定基礎届総括表の提出（年金分）がありませんでした。	来年の算定時（2021年6月下旬～7月上旬予定）からは提出しますと回答がありました。
6 法定帳簿等の整備	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善(軽微) <input type="checkbox"/> 要改善		

※総合評価	<input type="checkbox"/> レベル3 適切に対応している <input checked="" type="checkbox"/> レベル2 軽微な違反状態にあり、改善を求める必要がある <input type="checkbox"/> レベル1 違反状態にあり、労働基準監督署への通報を検討する必要がある
	今回の労働環境モニタリングにおいては、上記指摘事項以外すべての項目において基準を満たし、適切に労務管理が行われていることを確認しました。指摘事項は、来年度以降の算定基礎届で実施計画により適切な対応に改善されることが予想されます。

労働環境モニタリング 評価結果 実施計画 報告書

- 事業者：株式会社 明日葉
- 評価対象事業場：杉並区杉九学童クラブ

令和2年12月21日作成

評価者：東京都社会保険労務士会 中野・杉並支部 支部長 澤木寛一

【評価項目1：雇用契約と協定等】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は適正な内容となっているか。 (2) 各種労使協定は適正か。 (3) 就業規則は労働者に周知されているか。	改善を要する事項はありません。			

【評価項目2：安全衛生関係】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 健康診断の実施、産業医等の選任、業務災害への対策の状況は適正か。	改善を要する事項はありません。			

(2)喫煙対策などが行われているか。				
--------------------	--	--	--	--

【 評価項目 3 : 労働時間 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1)労働時間は適正に管理されているか。 (2)休暇・休日の取得状況及び管理は適切か。	改善を要する事項はありません。			

【 評価項目 4 : 給与 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1)賃金台帳等から適正な計算に基づき支払いが行われているか。 (2)労働契約に基づいた支払日に適切に支払われているか。 (3)最低賃金は確保されているか。	改善を要する事項はありません。			

【 評価項目 5 : 各種保険加入手続 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1)社会保険・労働保険・雇用保険への加入状況、手	改善を要する事項はありません。			

続の時期等は適正か。				
------------	--	--	--	--

【 評価項目 6 : 法定帳簿等の整備 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。	改善を要する事項はありません。			

事業者名：株式会社明日葉

評価項目	評価結果	改善を要する内容 (良好であっても見直すべき点があれば記載のこと)	事業者からの報告
1 雇用契約と協定等	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	・改善を要する事項はありません。	
2 安全衛生関係	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	・改善を要する事項はありません。	
3 労働時間	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	・改善を要する事項はありません。	
4 給与	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	・改善を要する事項はありません。	
5 各種保険加入手続	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	・改善を要する事項はありません。	
6 法定帳簿等の整備	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	・改善を要する事項はありません。	

※総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> レベル3 適切に対応している <input type="checkbox"/> レベル2 軽微な違反状態にあり、改善を求める必要がある <input type="checkbox"/> レベル1 違反状態にあり、労働基準監督署への通報を検討する必要がある
	本部による労務管理体制が整備されており、調査施設においても労務管理について本部の指導により適切な運営がなされている。 今後とも適切な労務管理の実施を望む。